令和2年12月24日 役員会決定

経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。

ついては、経営協議会がその役割を十分に果たせるよう、その運営方針について、以下の とおり定める。

## 1. 学外委員の選任

国立大学法人三重大学経営協議会規程第3条第1項第5号に定める委員(以下「学外委員」という。)の選任にあたっては、以下の点に留意する。

- ① 「大学に関し広くかつ高い識見を有する者」であって、これまでの経験・実績から社会的信用を有しており、本学に対して戦略的かつ効果的な助言・意見を述べることができる者であること。
- ② 本学の特色を踏まえ、業界(分野)、組織形態、地域等のバランスを十分考慮すること。
- ③ 新たな視点からも助言・意見が得られるよう、これまでの在任期間に考慮すること。
- ④ 上記①から③を踏まえて選出した学外委員候補者について、当該者が経営協議会 委員としての役割を十分に果たすと判断した理由を、教育研究評議会に対し明確に すること。

# 2. 適切な時期、日程での開催

経営協議会には多くの学外委員が出席することが重要であることから、開催日の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- ① 議題や審議の状況に応じて、適切な時期に開催すること。
- ② 学外委員が都合を調整しやすいよう、早い時期に開催予定日を提示すること。
- ③ 欠席となった学外委員に対しては、後の審議等に支障がないよう、資料や議事概要の送付、個別の説明といったフォローを行うこと。

#### 3. 適切な議題設定

議題の設定にあたっては、国立大学法人法の定め(※)に基づき、適切に設定する。

また、様々な分野の有識者が集う貴重な場を好機と捉え、国立大学法人法に定める事項のほか、社会情勢や本学あるいは地域が抱える課題をテーマにした事項についても積極的に提案・設定し、意見を聴くものとする。

## (※) 国立大学法人法第20条第5項

経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- 三 学則(国立大学法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他国立大学法人の経営に関する重要事項

# 4. 審議の活性化、積極的な意見聴取

会議における審議を活性化し、十分な意見聴取が行えるよう、以下の点に留意する。

- ① 議題の趣旨、背景、提案のポイントを明確にすること。
- ② 会議資料を構成員に事前送付し、議題の趣旨等や資料の内容を確認・把握するための期間を設けること。
- ③ 必要と判断した場合は、会議の場に限定せず積極的に学外委員へ情報提供し、意見を求めること。
- ④ 欠席を予定している学外委員に対しては、事前に審議事項等を提示して意見を求めるなど、積極的な意見聴取に努めること。